官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一二）　二
〔法規的告示〕
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業九一）　二
○航路標識に関する件（海上保安庁一三）　三
〔その他告示〕
○千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書に附属する約束表の改善の効力発生に関する件（外務二一一）　四
○高圧ガス保安法第三十九条の十三に基づき認定高度保安実施者を認定した件（経済産業九二）　四
○高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（同九三）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四六二）　五
○道路に関する件（関東地方整備局一六二）　五
○道路に関する件（九州地方整備局八五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（沖縄総合事務局一九）　六
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所を告示する件（最高裁二）　六
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（東京都公安委二一五）　六
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
国家試験
令和八年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　八
令和七年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四二）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇
官庁
財団、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係　一〇

規　則

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十二日

国家公安委員会委員長　坂井　学

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通訳及び翻訳の場合の処置） **第182条**　捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載しなければならない。	（通訳及び翻訳の場合の処置） **第182条**　捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載するとともに、通訳人の署名押印を求めなければならない。
2　［略］	2　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第九十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～7　（略） 8　次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。 (1)～(7)　（略） (8)　ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであってその確認を受けていないものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。） (9)・(10)　（略）	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～7　（略） 8　次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。 (1)～(7)　（略） (8)　ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするもの、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであってその確認を受けていないものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。） (9)・(10)　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第十三号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、次のように告示する。

令和七年六月十二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　西海防那覇船舶通航信号所
位置
所在地　沖縄県那覇市（港町）
北緯　二六―一四―三〇
東経　一二七―四〇―五二
呼出名称　せいかいぼうなは
電波の型式、周波数及び空中線電力
通信用　F三E　一五六・六五MHz（チャンネル一三）　一〇W
F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W
F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W
通信に使用する用語　日本語及び英語
通信事項　那覇港（新港ふ頭地区）整備工事付近の海域を航行又は航行予定の一般船舶及び工事作業船舶に対する次の事項
一　工事又は作業の状況
二　船舶の動向
三　気象、海象の状況
四　その他船舶の航行の安全に必要な事項
通信時間　常時
業務開始年月日　令和六年十月十五日
記事
一　船舶から情報提供の依頼があった場合又は西海防那覇船舶通航信号所が情報提供する必要があると認めた場合に、通信事項に掲げる事項に関する情報を提供する。
二　通信事項の第一号に掲げる事項は、工事請負業者が設置する安全管理組織から入手する。
三　本船舶通航信号所が行う通信は、操船を指示するものではない。
四　公益社団法人西部海難防止協会管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ａ一施設灯
位置
所在地　関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の西北西方約八・四キロメートル）
北緯　三三―五九―四二
東経　一三〇―四一―五八
灯光
質　群せん黄光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度八〇カンデラ
高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル
明弧　全度
点灯年月日　令和七年一月二日
記事
一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に二個設置されていて、二個の灯火は同期している。
二　洋上風力発電施設の最高水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　下松東導標（前標）
位置
所在地　山口県徳山下松港第四区（鎌石岬東端の北東方約一・五キロメートル）
北緯　三三―五八―四五
東経　一三一―五三―二三
塗色及び構造　黄色地に赤縁取り三角形頭標付白地に赤横帯四本塗　柱形
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル
設置年月日　令和七年一月九日
記事　山口県周南港湾管理事務所管理

名称　下松東導標（後標）
位置
所在地　山口県徳山下松港第四区（前灯の北北東方約一九〇メートル）
北緯　三三―五八―五一
東経　一三一―五三―二五
塗色及び構造　黄色地に赤縁取り三角形頭標付白地に赤横帯五本塗　柱形
高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル

名称　二標一線
設置年月日　令和七年一月九日
記事　山口県周南港湾管理事務所管理

名称　久松漁港南航路立標
位置
所在地　西浜崎（沖縄県宮古島市）の西北西方約一・一キロメートル
北緯　二四―四六―二〇
東経　一二五―一五―〇七
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　令和七年一月十四日
記事
一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
二　沖縄県宮古島市管理

名称　東上泊漁港東防波堤仮設灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊漁港東防波堤外端）
北緯　四五―二四―五七
東経　一四一―〇三―五一
塗色及び構造　赤色　塔形
灯光
質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二二カンデラ
明弧　三・〇海里
高さ　全度　地上から構造物の頂部まで一・五メートル
点灯年月日　令和七年一月十六日
記事　北海道宗谷総合振興局管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設灯
位置
所在地　関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の北方約五・四キロメートル）
北緯　三四―〇〇―〇九
東経　一三〇―四六―三五
灯光
質　群せん黄光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度八〇カンデラ
明弧　五・〇海里
高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル
点灯年月日　令和七年一月九日
記事
一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に二個設置されていて、二個の灯火は同期している。
二　洋上風力発電施設の最高水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設ＡＩＳ信号所
位置
所在地　関門港響新港区（関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設）
北緯　三四―〇〇―〇九
東経　一三〇―四六―三五
海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置
電波の型式、周波数及び空中線電力
F一D　一六一・九七五MHz　一二・五W
F一D　一六二・〇二五MHz　一二・五W
電波の発射時間　常時
有効利用区域　半径約一七海里の円内の海域
業務開始年月日　令和七年一月三十一日
記事
一　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、ＡＩＳ航路標識の名称、表示目的及び位置移動の有無を通報している。
二　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設ＡＩＳ信号所
位置
所在地　関門港響新港区（関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設）
北緯　三四―〇〇―〇九
東経　一三〇―四六―三五
九九四三一一五八〇
関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設のＧＰＳによる測定位置（ＭＨＩＢＩＫＩＷＩＮＤＦＡＲＭＩＫＩ洋上風力発電施設Ｃ―１）
高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル
点灯年月日　令和七年一月九日
記事
一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に二個設置されていて、二個の灯火は同期している。
二　洋上風力発電施設の最高水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　高豊漁港海岸沖Ｂ立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一八
東経　一三七―二三―四六
廃止年月日　令和七年一月十六日

名称　高豊漁港海岸沖Ｃ立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一六
東経　一三七―二三―三九
廃止年月日　令和七年一月十六日

名称　北電知内発電シーバース霧信号所
位置
所在地　北海道上磯郡知内町（北電知内シーバース）
北緯　四一―三五―〇六
東経　一四〇―二六―〇七
廃止年月日　令和七年一月二十八日

名称　大鳴門橋無線方位信号所
位置
所在地　孫埼灯台（徳島県鳴門市）の東方約一・一キロメートル（大鳴門橋）
北緯　三四―一四―二四
東経　一三四―三九―一七
廃止年月日　令和七年一月三十一日

名称　美々津港南西方照射灯
位置
所在地　美々津港灯台（宮崎県日向市）の北方約一・七キロメートル
北緯　三二―二〇―一八
東経　一三一―三七―〇六
撤去年月日　令和七年一月八日
記事　一時変更

名称　東上泊港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊港東防波堤外端）
北緯　四五―二四―五七
東経　一四一―〇三―五〇
撤去年月日　令和七年一月十六日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第一号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約一・六キロメートル）
北緯　四二―三五―二九
東経　一四一―四七―〇五
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第三号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約三・一キロメートル）
北緯　四二―三五―五四
東経　一四一―四八―〇三
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第四号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の東北東方約三・五キロメートル）
北緯　四二―三五―五一
東経　一四一―四八―二七
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港Ａ浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約三・三キロメートル）
北緯　四二―三五―五九
東経　一四一―四七―〇七
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港Ｂ浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約四・二キロメートル）
北緯　四二―三六―二一
東経　一四一―四八―三四
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

その他告示

○外務省告示第二百十一号

日本国政府は、令和七年六月三日に、世界貿易機関事務局長に対し、「千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書」に附属する約束表の改善の効力を同年六月十日に発生させる旨の通告を行った。よって、同確認書は、同年六月十日に効力を生じた。

令和七年六月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○経済産業省告示第九十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十三の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定年月日
ＫＨネオケム株式会社 四日市工場　霞ヶ浦製造所	三重県四日市市霞一丁目四番地	令和六年十一月二十八日
ＥＮＥＯＳ株式会社 堺製油所	大阪府堺市西区築港浜寺町一番地	令和七年二月二十一日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　北地区	千葉県市原市五井海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　南地区	千葉県市原市五井南海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　甲子地区	千葉県市原市五井南海岸十一番地二	令和七年二月二十八日

○経済産業省告示第九十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
ＥＮＥＯＳ株式会社 川崎製油所（浮島北地区）	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定保安検査実施者	令和六年十二月二十日

日本ポリエチレン株式会社 大分工場	ノ大分県大分市大字中ノ洲二番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	二令和六年十二月十日
ＵＢＥ株式会社 宇部ケミカル工場藤曲地区	山口県宇部市大字藤曲二千五百七十五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	十令和七年一月二十三日
日本ポリエチレン株式会社 川崎工場（南地区）	神奈川県川崎市川崎区千鳥町十番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	十令和七年三月二十日

○国土交通省告示第四百六十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年五月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―660号	油吸着材（マット状のもの）	ＬＣ―Ａ―65―Ｓ	ダイニック株式会社	京都府京都市右京区西京極大門26番地

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十二日

関東地方整備局長　岩崎　福久

五十号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
伊勢崎市赤堀今井町二丁目七七二番一地先から同市赤堀今井町七丁目九九六番一地先まで	一般国道五十七号及び二百五十一号	表示する部分のみ。	崎関東地方整備局河川国道事務所及び同局高所

供用開始の期日　令和七年六月十二日

○九州地方整備局告示第八十五号

令和七年六月十二日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十二日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び二百五十一号

(三) 道路の区域

区間	後変別前	数	地の幅員	延長
北雲仙郡小野原字塩屋七七二番四から同市小浜町七北五番一まで	後	一	一一・〇メートル	〇〇・〇キロメートル
	前	一	一一・五メートル	〇〇・四四メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○共縄総合事務局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

沖縄総合事務局長　三浦　健太郎

第１　起業者の名称　沖縄県

第２　事業の種類　県道東風平豊見城線道路改築事業（沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業を認定した理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「県道東風平豊見城線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）は、沖縄県豊見城市字高安前原から同市字翁長佐葉緑原までの延長3,280ｍの区間（以下「本件区間」）を全体区間とする事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道東風平豊見城線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により沖縄県が本路線の道路管理者になること、すでに本件事業を開始していることなどの理由から、起業者でもある沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄を起点とし、豊見城市字豊崎に至る9,156ｍの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊見城市は、県庁所在地である那覇市のベッドタウンとして市街化の進展が著しく、同市の中心市街地である字宜保は、市施行による「宜保土地区画整理事業」による整備が行われ住環境が整備されたことから、市役所、学校等の公共施設、各種店舗が沿道に連担している。また、第３次沖縄振興開発計画の主要プロジェクトとして、平成13年に埋立竣工された同市字豊崎は、多くの住宅やマンション等の住居施設が建設され、病院、学校等の公共施設等も整備され定住化が進んでいる。さらに豊崎美らＳＵＮビーチ、リゾートホテル等の観光施設やレクリエーション施設が整備され、急速な市街地化が進展しており、観光客や県内他市町村からの訪問者の多い地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する、県道256号線の同市字高安の豊見城交差点から同市字名嘉地の名嘉地交差点までの区間及び名嘉地交差点から同市字翁長の翁長北交差点までの区間（以下「現道」という。）は地域住民の地域内交通と観光等による通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況である。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、県道256号線の同市字高安から同市字名嘉地までの区間で20,883台／昼間12時間、混雑度は2.75、同字名嘉地から同市字翁長までの区間で17,474台／昼間12時間、混雑度は1.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間と本路線の一部としてすでに供用済みの翁長北交差点から終点字豊崎に至る1,390ｍ区間を介し一般国道331号豊見城道路と連結され、現道の通過交通が本件区間に分散されることなどから、同市内の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が令和２年９月に同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものとされている。

また、同調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧種ＩＢ類として掲載されているオキナワコキクガシラコウモリ、リュウキュウツミ、絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているカラスバト、クロイワトカゲモドキ、準絶滅危惧種として掲載されているオリイオオコウモリ、ミサゴ、チュウサギ、カワセミ、シリケンイモリ、アマミタカチホヘビ、ハイ及びこれらの分類に該当しないオキナワアオガエルの生息推定域とされている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、クスノハカエデ、準絶滅危惧種として掲載されているマツバラン、ハリツルマサキ、リュウキュウコクタンその他これらの分類に該当しない種が確認されている。本件事業が及ぼす影響の程度について予測したところ、動物については直接改変により影響を受ける箇所に生育環境が存在しない、または周囲に類似環境が存在し回避できること、植物については、直接改変により影響を受ける箇所は、自然環境ではなく人工的な環境である耕作地が多いこと等により、種への存続への影響は小さいまたはほとんどないと予測されている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は１箇所存在するが、起業者は埋蔵文化財が発見された場合等には、速やかに豊見城市教育委員会と連絡をとる等、その保護に必要な配慮を行うとのことである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第４種第１級の規格に基づく、一部現道拡幅、一部バイパス方式により、４車線で整備する事業であり、その事業計画は、同法令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である集落回避案及び集落内道路利用案の２案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、路線延長、用地面積で過大となり、一部埋蔵文化財包蔵地に影響があるものの、可能な限り遺跡、古墳群を避け、住宅への騒音、振動は少なく、技術的な面で土工量が少なく、集落内を通過しないことから施工性に優れ、用地費、補償費の面でも安価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業の早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、地域内交通と通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況から、本件事業を早急に施行する必要があると認められる。また、豊見城市をはじめとする南部市町村会より、本件事業の早期完成を求める強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項規定による図面の縦覧場所　沖縄県豊見城市役所

○最高裁判所告示第二号

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所が最高裁判所により次に掲げるものと定められたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和七年六月十二日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

裁判所の効力を生ずる日

全ての簡易裁判所　令和七年七月十七日

○東京都公安委員会告示第二百十五号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

東京都公安委員会委員長　**廣瀬**　道明

指定暴力団

令和四年六月十七日東京都公安委員会告示第二百十号に係る指定番号二〇二二―二の指定暴力団（住吉会）

変更前

主たる事務所の所在地　東京都新宿区新宿七丁目二十六番七号

変更後

主たる事務所の所在地　東京都港区芝浦一丁目十番八号

国会事項

衆議院

議案提出

六月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出）

議案送付

六月十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

質問書提出

六月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書（竹上裕子提出）

スルガ銀行による投資用アパート・マンションの不正融資問題に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書（八幡愛提出）

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書（八幡愛提出）

忘れられる権利の制度的整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書（太栄志提出）

報告書及び文書受領

六月十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書

障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通安全施策に関する計画」の報告

食育基本法第十五条の規定に基づく「令和六年度食育推進施策」に関する報告

又同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟から、次の報告書を受領した。

個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和六年度個人情報保護委員会年次報告書

参議院

議事日程

六月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

令和七年六月十一日（水曜日）

午前十時開議

第一　令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

第二　令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三　令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　日本学術会議法案（内閣提出、衆議院送付）

第六　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月十日衆議院から次の議案が提出された。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四九号）

議案受領

六月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

議案付託

六月十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）　内閣委員会に付託

質問主意書提出

六月十日議員から次の質問主意書が提出された。

公用車のカーナビに係るＮＨＫ受信契約の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六五号）

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六六号）

障害者支援の制度的空白に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六七号）

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六八号）

福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六九号）

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七〇号）

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七一号）

「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七二号）

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七三号）

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七四号）

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七五号）

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七六号）

報告書提出

六月十日委員長から次の報告書を提出した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

日本学術会議法案（閣法第三六号）審査報告書

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書

報告書及び文書受領

六月十日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和七年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和六年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「令和六年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　髙坂　久夫

防衛省に出向させる（六月十日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年六月十二日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年５月21日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31998号	ＹＥＮ　ＬＯＡＮＳ株式会社
大阪府知事(1)第13034号	株式会社日上資産管理
岡山県知事(1)第02158号	株式会社両備ファイナンス
徳島県知事(1)第00865号	ＡＣサポート株式会社
東京都知事(1)第32018号	サン

令和７年５月21日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(2)第31812号	ファンズ・レンディング株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年１月６日	東京都知事(2)第31870号	ＣＦＧ株式会社（ちゃおちゃおファイナンス保証株式会社）
令和７年４月１日	関東財務局長(14)第00170号	株式会社ドコモ・ファイナンス（オリックス・クレジット株式会社）
令和７年４月１日	関東財務局長(14)第00477号	第四北越ジェーシービーカード株式会社（第四ジェーシービーカード株式会社）

令和７年４月１日	関東財務局長⑽第01092号	株式会社Ｌ＆Ｆアセットファイナンス（三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社）
令和７年４月１日	関東財務局長⑻第01271号	東武マーケティング株式会社（株式会社東武カードビジネス）
令和７年４月１日	東京都知事⑴第31952号	株式会社ＴＡＳＮＩＣファンド（株式会社ＴＮＣ　ＡＳＳＥＴ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ）
令和７年４月21日	東京都知事⑹第30696号	トナン株式会社（トナン商興株式会社）

令和７年５月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
静岡県知事⑾第01765号	有限会社オアシス
東北財務局長⑿第00084号	株式会社東邦クレジットサービス
東京都知事⑺第29428号	株式会社ＢＩＧサービス
東京都知事⑹第31250号	株式会社ＭＯＦＦ
東京都知事⑵第31778号	株式会社エレガントバンク
東京都知事⑵第31862号	株式会社ボルテックス投資顧問

国家試験

令和８年公認会計士試験の施行

令和８年公認会計士試験の施行について、次のとおり公告する。

令和７年６月12日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

令和８年公認会計士試験を次のとおり行う。

１．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

令和７年12月14日（日）

企業法	９：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監査論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

令和８年５月24日（日）

企業法	９：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監査論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00

ハ．論文式試験

令和８年８月21日（金）

監査論	10：30～12：30
租税法	14：30～16：30

令和８年８月22日（土）

会計学	10：30～12：30
会計学	14：30～17：30

令和８年８月23日（日）

企業法	10：30～12：30
選択科目（１科目）	14：30～16：30

（経営学、経済学、民法、統計学）

２．試験実施地　東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。

３．出願

（受付期間）

第Ⅰ回短答式試験　令和７年８月29日（金）から同年９月18日（木）まで

第Ⅱ回短答式試験　令和８年２月２日（月）から同年２月24日（火）まで

（出願方法）

公認会計士・監査審査会ウェブサイトから、公認会計士試験インターネット出願サイトにアクセスして出願を行うこと。

（試験実施地）	（管轄財務局等）
東京都	関東財務局
大阪府	近畿財務局
北海道	北海道財務局
宮城県	東北財務局
愛知県	東海財務局
石川県	北陸財務局
広島県	中国財務局
香川県	四国財務局
熊本県	九州財務局
福岡県	福岡財務支局
沖縄県	沖縄総合事務局

４．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、原則として、第Ⅰ回短答式試験は令和７年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は令和８年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、原則として、令和８年１月１日現在施行のものとする。

５．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	令和８年１月23日（金）（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	令和８年６月19日（金）（予定）
ハ．論文式試験	令和８年11月20日（金）（予定）

６．その他　受験手続等に関する詳細については、上記に定めるほか、公認会計士・監査審査会ウェブサイト及び令和８年公認会計士試験受験案内を参照すること。

なお、天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。

令和７年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和７年６月12日

観光庁長官　秡川　直也

１．試験の種類

国内旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

47都道府県

３．試験日時

令和７年９月４日(木)から同年９月26日(金)までの間で、受験者が選択した日時

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、ＣＢＴ（Computer Based Testing）による方法（コンピューター上に試験問題を表示し、コンピューターから解答を入力する方法）で実施する。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理

５．受験手続

⑴　受験申請の方法及び受付期間

一般社団法人全国旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和７年６月12日（木）から同年７月９日（水）までに申請されたものに限り受け付ける。

⑵　受験手数料等

ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料8,000円及びシステム利用料660円を、一般社団法人全国旅行業協会が指定する方法により支払うこと。

イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。

⑶　受験予約完了メール

受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験予約完了メールを送信する。

６．試験の一部免除

⑴　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータを提出すること。

⑵　令和６年度又は令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者

ア．一般社団法人全国旅行業協会が令和６年度又は令和７年度に実施した国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和６年度又は令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータを提出すること。

⑶　令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。

⑷　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータ及び令和６年度若しくは令和７年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータ又は令和６年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。

７．合格者の発表

合格者の発表は、令和７年10月17日（金）（予定）に、ウェブサイト上に設定する個人ページで試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和７年10月31日（金）（予定）に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人全国旅行業協会

住所　〒107―0052　東京都港区赤坂四丁目２番19号　赤坂シャスタイーストビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人全国旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月12日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量の種類	実施時期	地域		備考
		都道府県	市、区、(郡)、町、村名	
復旧測量	令和６年度	富山県	氷見市	三角点（改測）
〃	〃	石川県	七尾市	〃
〃	〃	〃	輪島市	〃
〃	〃	〃	珠洲市	〃
〃	〃	〃	羽咋市	〃
〃	〃	〃	かほく市	〃
〃	〃	〃	（河北郡）津幡町	〃
〃	〃	〃	〃　内灘町	〃
〃	〃	〃	（羽咋郡）志賀町	〃
〃	〃	〃	〃　宝達志水町	〃
〃	〃	〃	（鹿島郡）中能登町	〃
〃	〃	〃	（鳳珠郡）穴水町	〃
〃	〃	〃	〃　能登町	〃

公　告

諸　事　項

工場財団

大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社Ｊ－ＭＡＸ**の大垣市上石津町乙坂字池田130番地１株式会社Ｊ－ＭＡＸ上石津工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年６月12日

岐阜地方法務局大垣支局

大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社Ｊ－ＭＡＸ**の大垣市浅西三丁目22番地22株式会社Ｊ－ＭＡＸ浅西工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年６月12日

岐阜地方法務局大垣支局

大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社Ｊ－ＭＡＸ**の大垣市上石津町牧田字二又2947番地１株式会社Ｊ－ＭＡＸ養老工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年６月12日

岐阜地方法務局大垣支局

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月12日

麻布税務署長　豊間根　岳

届出した者　ＤＶＢトランスポート・ファイナンス・リミテッド

事務所等の名称　ＤＶＢトランスポート・ファイナンス・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区赤坂１丁目12番32号アーク森ビル12階

責任者の氏名　床井　秀史

証明書の有効期限　令和８年６月10日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月12日

武蔵野税務署長　広瀬　誠二

届出した者　後藤　玲子

事務所等の名称　後藤　玲子

事務所等の所在地　東京都杉並区荻窪２―20―７コスモ荻窪ロイヤルコート301号室

責任者の氏名　後藤　玲子

証明書の有効期限　令和９年12月22日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０３６号
東京都文京区本駒込４丁目40番６号
清算株式会社　株式会社ジュネーブ
代表清算人　馬場　玲子
１　決定年月日　令和７年５月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０１９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目43―１
清算株式会社　オースディ株式会社
代表清算人　横瀧　尚弘
１　決定年月日　令和７年５月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県上山市金谷字下河原1583番地２
清算株式会社　山形バイオマスエネルギー株式会社
１　決定年月日　令和７年５月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００６号
愛知県あま市中萱津出口１番地
清算株式会社　株式会社望月インターナショナル
１　決定年月日　令和７年５月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区農人橋１丁目４番31号
清算株式会社　株式会社イーナリンク
１　決定年月日　令和７年５月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ノビタキ
代表清算人　水口　隆史
１　決定年月日　令和７年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００７号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社サンスイ
代表清算人　水口　隆史

1　決定年月日　令和７年５月28日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
　2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号

熊本市中央区水前寺１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社ＡＴ清算会社
代表清算人　國米　昭吉

1　決定年月日　令和７年５月27日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
　2　別紙協定債権者一覧（以下「別紙」という。）記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
　3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するゴールデンパーク土肥株式会社（住所静岡県伊豆市土肥二七二六番地）に対して当社の土肥金山の観光施設、土産品販売店及び飲食店等の経営、不動産賃貸並びにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので、公告いたします。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.toikinzan.com

令和七年六月十二日

静岡県伊豆市土肥二七二六番地

土肥マリン観光株式会社

代表取締役　東野　美彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はニッポンケンキ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

群馬県沼田市白沢町上古語父九

ニッポンケンキ合同会社

代表社員　アブドゥル・ワハブ・モハメド・イスマイル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年８月１日であり組織変更後の商号は株式会社アラタハウスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

群馬県前橋市若宮町二丁目一番七号

合同会社アラタハウス

代表社員　福元　達徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

千葉県市川市富浜二丁目一三番一三号

千海合同会社

代表社員　北嶋　優菜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＪＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

千葉県山武市横田九七九番地

合同会社Ｌ．Ｄ

代表社員　ウクバンダ・ラクシャン・ダヌスカ・テンナコン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

ＭＭホールディングス合同会社

代表社員　ＭＢＫパートナーズ株式会社

職務執行者　池田　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和７年６月12日

東京都台東区浅草一丁目八番六号―五〇三

合同会社ＦＴハウス

代表社員　株式会社ＹＩＧ

職務執行者　山田　健蔵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

愛知県小牧市小牧五丁目七〇三番地タウン小牧ビル二〇四号

合同会社サンハウス

代表社員　三喜畑秀樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

兵庫県芦屋市業平町二―一四―二〇二

Ｅｃｏ　Ｖｉｌｌａｇｅ合同会社

代表社員　各務　祐貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

広島県呉市吉浦本町一丁目九番一四号

合同会社タキグチ

代表社員　滝口　猛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年７月18日であり、組織変更後の商号は株式会社ルアナ・リンクとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

広島県東広島市高屋町高屋堀八九〇番地五

合同会社ルアナ・リンク

代表社員　新藤　忠昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

広島県呉市広古新開一丁目一〇番一号

合同会社ＤＸ研究所

代表社員　大山　世智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年７月二十四日であり、組織変更後の商号は株式会社美里とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月12日

高知県高岡郡檮原町檮原一六二九番地二

合同会社美里葬祭

代表社員　梅原孝二郎

効力発生日変更公告

当社は、令和７年六月十三日予定の吸収合併の効力発生日を令和７年六月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和７年６月12日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

エイチ・ピージャパン合同会社

代表社員　ＴＢＧＰ株式会社

職務執行者　稲垣　伸一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年６月12日

東京都荒川区荒川二丁目五四番一一号

有限会社幹建築設計事務所

取締役　佐藤　稔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年６月12日

鳥取県米子市東福原一丁目三番一〇号

有限会社サンイン興産

代表取締役　河津　憲廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百六十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年６月12日

福岡県久留米市御井町一五八一番地の一六

有限会社南筑ファーム

代表取締役　古賀　光幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十六億円、資本準備金の額を二十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第一九五号）

令和７年６月12日

東京都中央区築地六丁目一六番一号

株式会社メトス

代表取締役　吉永昌一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千八百五十三万八百五十円、資本準備金の額を三億八百十一万二千九百七十円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和７年６月12日

宮崎県都城市志比田町七三一四番地

株式会社まるおかホールディングス

代表取締役　丸岡　久浩

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年６月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和７年６月12日

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目一四九番地三号

株式会社ＢｉｚＰｌａｔｆｏｒｍ

代表取締役　渡邉　洋之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年７月七日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和７年６月12日

島根県益田市大谷町二三番地二

有限会社三浦木材

代表取締役　三浦　秀徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年７月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

神奈川県横須賀市浦郷町五丁目二九三一番地

京浜発條株式会社

代表取締役　片平　修一

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年７月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

富山県南砺市百町一一四番地

今井重機建設株式会社

代表取締役　米澤　茂與

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年６月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

三重県松阪市下村町二四七一番地の一

三鈴土木コンサルタント株式会社

代表取締役　吉沢　和治

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年６月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

大阪府貝塚市小瀬五三二番地

泉南乳業株式会社

代表取締役　吉田　茂夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月四日を効力発生日として定款を変更し、譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和７年６月12日

大阪市西区立売堀二丁目一番二号

西日本建設業保証株式会社

代表取締役　菱田　一

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年７月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

神戸市灘区新在家南町四丁目二番一号

関西ボトリング株式会社

代表取締役　石井　明

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年６月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号

インフラテック株式会社

代表取締役　松﨑　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年６月12日

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号

九建殖産株式会社

代表取締役　松﨑　秀雄

確定給付企業年金の清算公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和７年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和７年６月12日

静岡県袋井市宇刈二五〇五番地の二

株式会社ヤマハリゾート

確定給付企業年金清算人　細川　修

訂正公告

令和７年六月四日（号外第一二三号）掲載の解散公告中、住所「神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四―三」とあるは、「神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四―三一〇号」の誤りにつき訂正します。

令和７年六月12日

神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四―三一〇号

ＪｏｋｅｒＦｉｌｍｓ株式会社

代表清算人　小池賢太郎

訂正公告

令和７年五月二十七日（号外第一一六号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「一千五百万円減少し五百万円」とあるは「一千万円減少し一千万円」の誤りにつき訂正します。

令和７年六月12日

福岡市西区姪の浜六丁目五番二〇号

株式会社タカヒロ

（旧商号　株式会社高稲冷熱）

代表取締役　西馬場乃梨子

正　誤

令和７年一月二十九日（号外第十七号）海上保安庁告示第三号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

三二ページ二段終りから一行目の次に次を加える。

記

事　一時変更

令和７年三月二十六日（号外第六十四号）海上保安庁告示第九号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

四二ページ四段終りから一一行目、四三ページ一段終りから四行目及び同ページ二段一一行目は次のとおりの誤り。

記

事　一　附属施設　レーダー反射器

二　太陽石油株式会社管理

四二ページ四段終りから九行目から八行目、四三ページ一段終りから二行目から一行目及び同ページ二段一三行目から一四行目は次のとおりの誤り。

記

事　一時変更